

令和6年9月27日

薬物クリーンかながわ推進会議  
会 員 各 位

薬物クリーンかながわ推進会議会長  
( 公 印 省 略 )

令和6年度麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施について (依頼)

本推進会議の事業につきましては、日頃から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、今年度も神奈川県内において麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動が次のとおり実施されることとなり、本推進会議も協力することにいたしました。

つきましては、各会員におかれましても本運動の実施について御理解をいただき、別添要領のとおり地域、団体及び職域において積極的に啓発活動等を推進くださいますようお願いいたします。

なお、ポスター掲示等の啓発活動を行った場合は、その実施結果について別紙麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施報告書により、令和6年12月20日(金)までに事務局に御報告くださるようお願いいたします。

問合せ先 (事務局)

神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課

献血・薬物対策グループ 井口

〒231-8588 横浜市中区日本大通1

電 話 : 045-210-4972

ファクシミリ : 045-201-9025

電子メール : yakutai.68@pref.kanagawa.lg.jp



麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施報告書

団体名

啓発方法	街頭キャンペーン・薬物乱用防止教室・その他 ( ) (例：ポスター掲示)			
年月日	年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )			
場所				
活動主体	主な団体の名称	人数	主な団体の名称	人数
参加者数				
	計 人			
一般参加人員 (啓発資材配布人数等)	人			
活動内容	(資材配布数量) リーフレット 部、ティッシュ 個 絆創膏 個、風船 個 その他 ( ) 個  (ポスター掲示) 箇所			
その他				

※活動内容が多岐にわたる場合には、本報告が複数枚になっても構いません。

## 令和6年度神奈川県麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施要領

## 1 名称

麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動

## 2 目的

麻薬、覚醒剤、大麻、シンナー、危険ドラッグ等（以下「麻薬・覚醒剤・大麻等」という。）の薬物乱用は、乱用者個人の健康上の問題にとどまらず、各種の犯罪の誘因となるなど公共の福祉に計り知れない危害をもたらすものである。本運動は、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による危害を広く県民に周知し、県民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用の根絶を図ることを目的とする。

近年は、インターネットを中心とした誤った情報の流布等も一因となって、30歳未満の大麻事犯検挙人員が大麻事犯全体の7割以上を占めるなど、特に若年層における大麻の乱用が深刻な事態となっている。

本運動では、国の戦略及び令和6年度神奈川県薬物乱用防止対策実施要綱により、関係機関が緊密に連携し、特に青少年に対する麻薬・覚醒剤・大麻等の乱用拡大を防止するための対策を積極的に行うこととする。

## 3 実施期間

令和6年10月1日から同年11月30日までの期間とする。

ただし、地域の実情に応じて実施期間を変更することは差し支えない。

## 4 実施内容

## (1) 県の実施内容

ア 市町村、薬物クリーンかながわ推進会議等に啓発資材を配布し、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物乱用による健康被害及びその他の弊害について広く県民に知識の普及・啓発を図る。

イ 県のたより等の広報媒体を活用して広報活動を展開する。

ウ 薬物乱用防止指導員が各地で行うポスター掲示等の啓発活動に対して協力・援助をする。

エ 保健福祉事務所、保健福祉事務所センターに設置した薬物乱用防止推進地域連絡会を中心に、地域の実情にあった薬物乱用防止活動を推進する。

## (2) 市町村の実施内容

ア 市町村で発行する広報紙等を活用し、麻薬・覚醒剤・大麻等の乱用による健康被害及びその他の弊害についての知識の普及・啓発を図る。

イ 薬物乱用防止指導員が各地で行うポスター掲示等の啓発活動に対して協力・援助をする。

## (3) 関係団体の実施内容

団体が発行している機関紙を活用するなどして、麻薬・覚醒剤・大麻等の乱用による健康被害及びその他の弊害についての知識の普及・啓発を図る。

## 5 運動に関する報告等

ポスター掲示等の啓発活動を行った場合は、その実施結果について別紙様式麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動実施報告書により、令和6年12月20日（金）までに、神奈川県健康医療局生活衛生部薬務課に報告する。

6 その他

啓発資材を作成する場合は、第二百十二回国会における「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」を踏まえ、必要以上に薬物使用の恐怖を煽ることなく若年者の視点を生かしながら、二次予防・三次予防にも配慮した表現等の検討をすること。